

犯罪をした者等の  
保健医療・福祉サービスの利用の促進等に関する  
現状と課題について

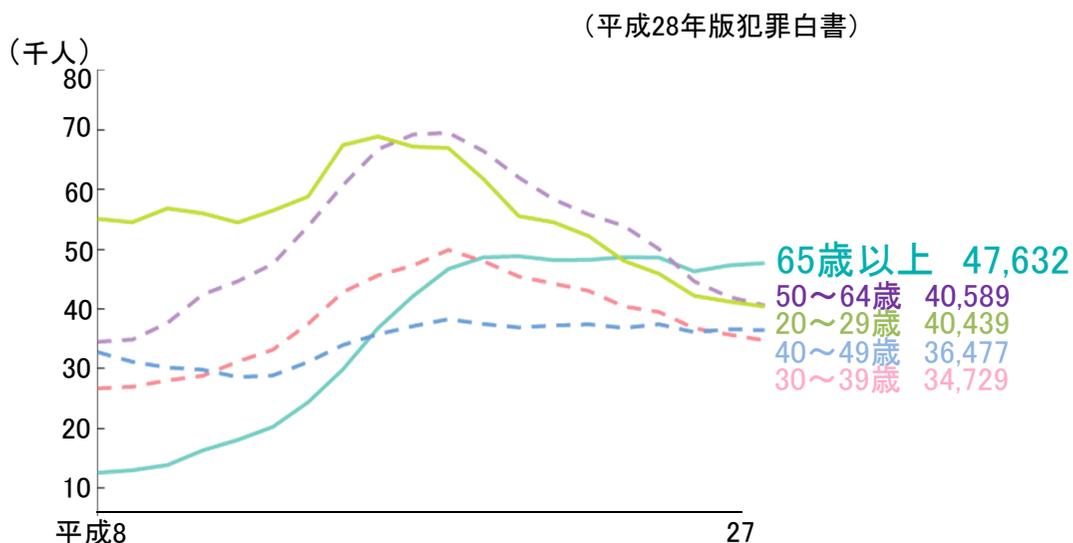
# 高齢・障害のある「犯罪をした者等」

---

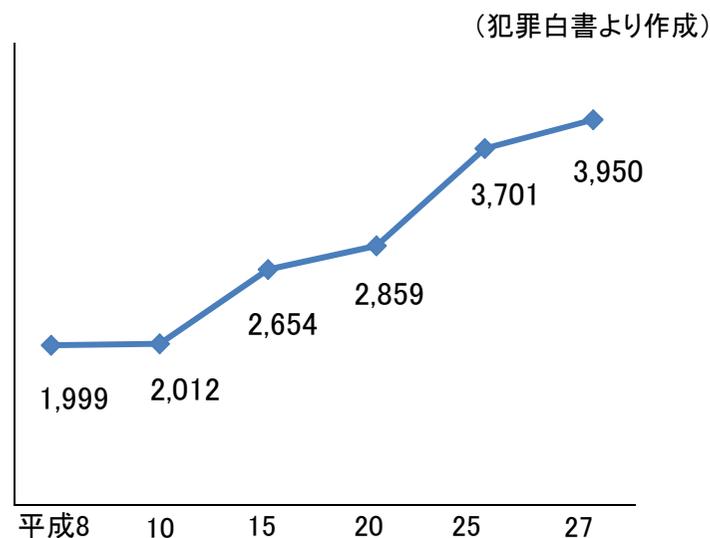
# 検挙の状況

- 65歳以上の高齢者の検挙人員は、近年、全年齢層の中で最も多くなっている。
- 高齢者・精神障害等を有する者の検挙人員は、いずれも増加している。
- 高齢者の検挙された罪名は、全年齢層のものとは比べて窃盗が多く、7割を超えている。

刑法犯検挙人員の推移(年齢層別)



精神障害者等による刑法犯検挙人員



高齢者の検挙人員の罪名別構成比(%)

(平成28年版犯罪白書)

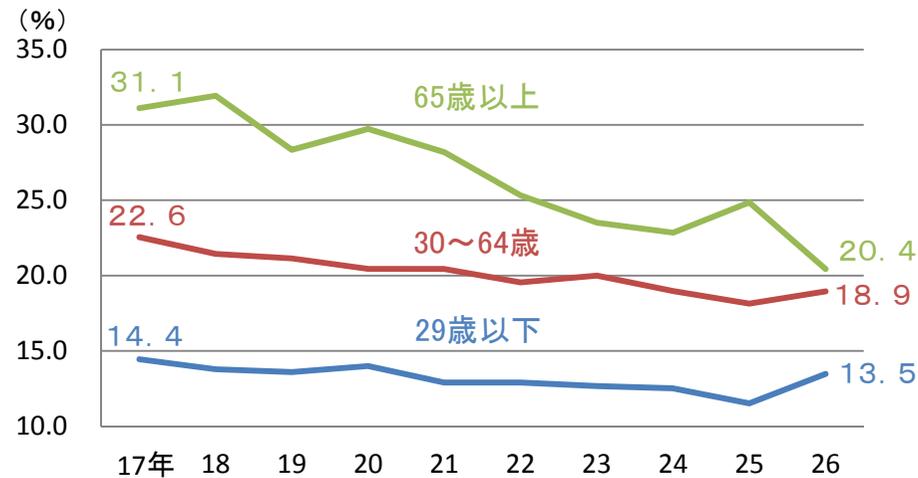


# 再犯の状況

- 受刑者の出所後2年以内再入率は、高齢者が全年齢層の中で最も高い。
- 出所後5年以内に再び刑務所に戻った高齢者のうち4割以上が、出所後半年未満という極めて短期間で再犯に及んでいる。

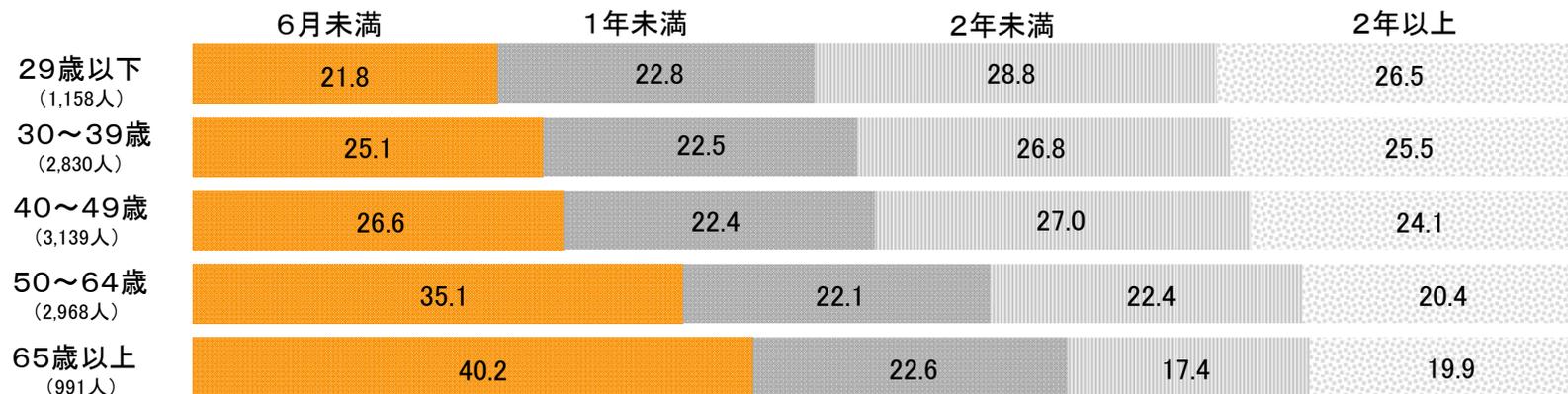
出所後2年以内再入率の推移(年齢層別)

(平成28年版犯罪白書)



出所後5年以内再入者の再犯期間別構成比(年齢層別)(%)

(平成28年版犯罪白書)



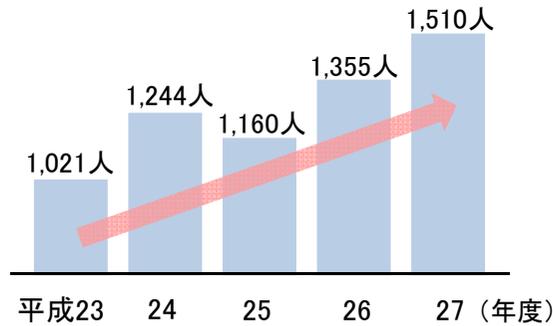
# 再犯防止に向けた取組①

- 矯正施設・保護観察所・更生保護施設等における受刑者・保護観察対象者等に対する指導・支援や、矯正施設・保護観察所と地域生活定着支援センターの連携により福祉施設等につなぐ取組(特別調整)を推進してきた。
- 特別調整の対象者の再入率は、支援の必要性がありつつも本人が特別調整を辞退した者と比べ、極めて低い。

## 矯正施設・更生保護施設等における指導・支援の充実

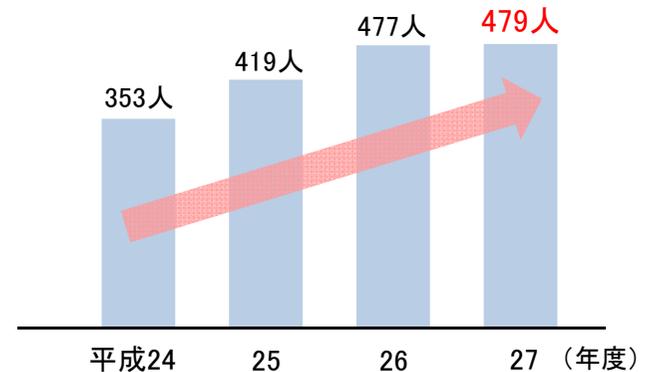


刑事施設における高齢受刑者等に対する社会復帰に向けた指導の実施



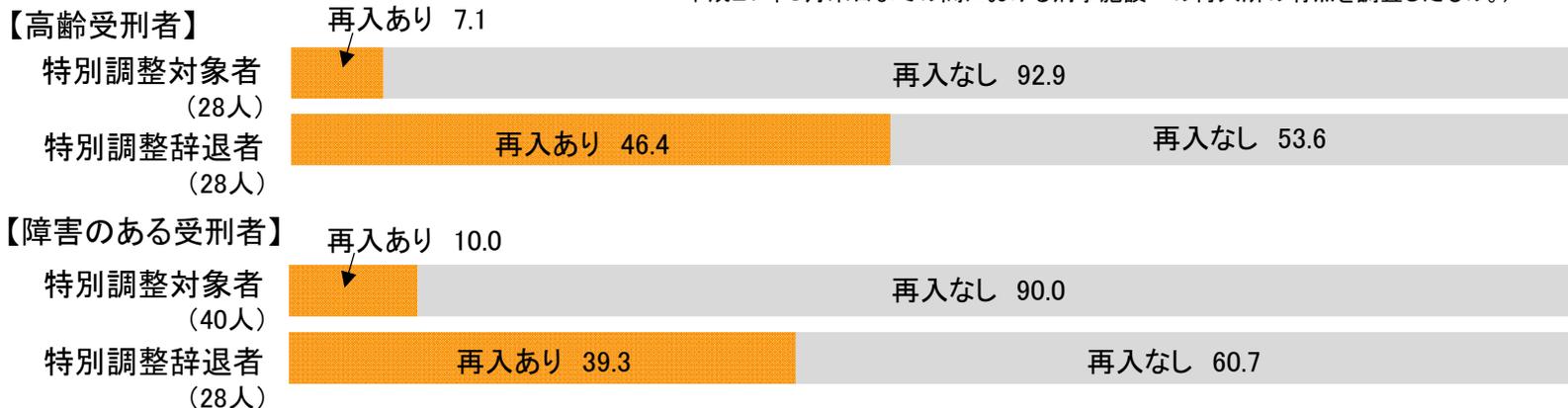
指定更生保護施設における福祉的支援の実施及び受入れ人数の推移

## 特別調整により釈放時に福祉施設等につながった者の人数



## 特別調整対象者等の再入の状況(%)

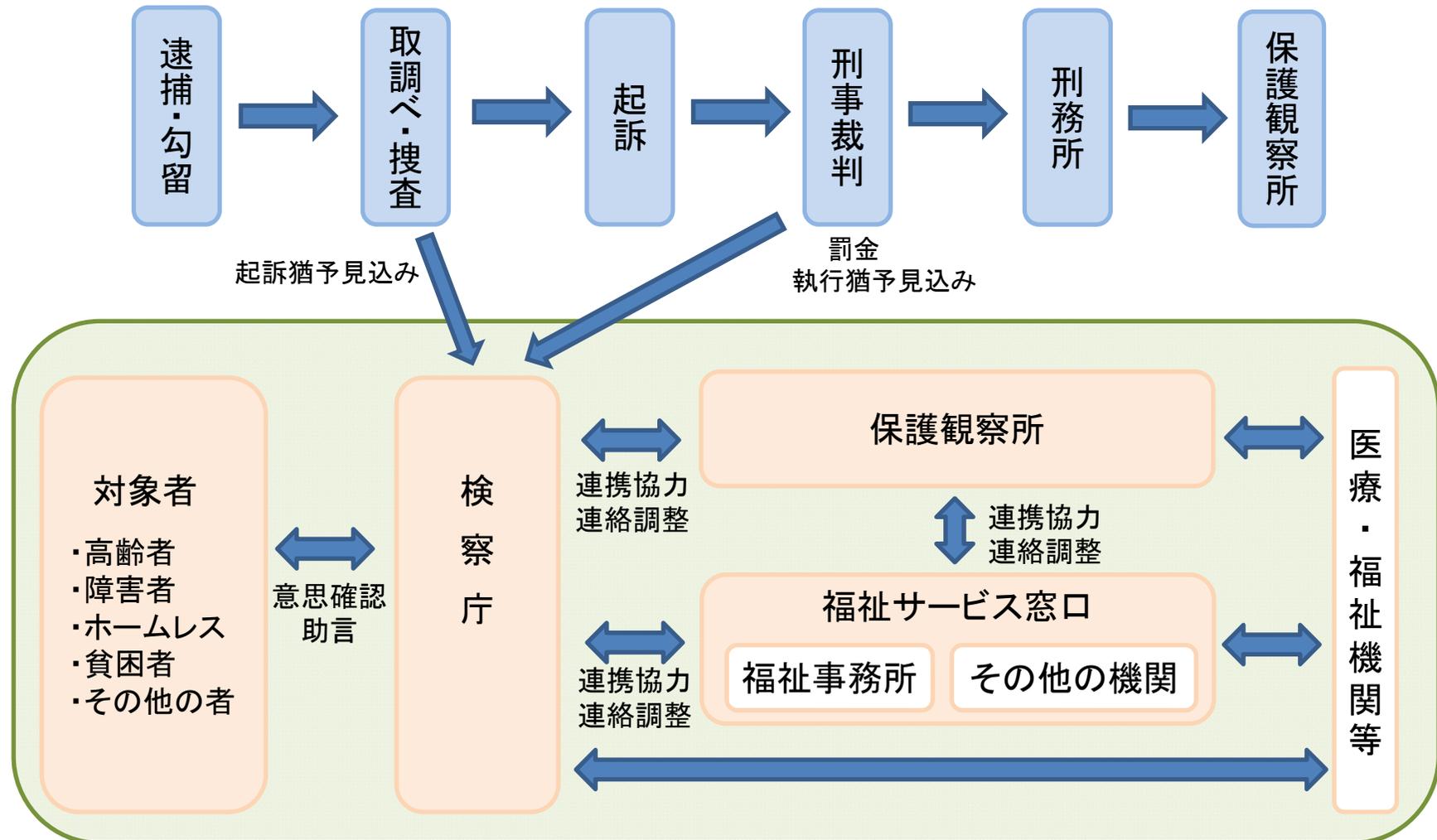
(法務総合研究所の調査結果による。平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び障害(知的障害・知的障害以外の精神障害)のある受刑者について、平成27年5月末日までの間における刑事施設への再入所の有無を調査したもの。)



## 再犯防止に向けた取組②

- 検察庁において、保護観察所や福祉サービス窓口等と連携して、起訴猶予となる者等のうち高齢・障害等の問題を抱える者に対し、保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援する取組(入口支援)が始まっている。
- 弁護士等が独自に社会復帰支援計画を策定し、必要な福祉的支援につなげようとする取組も行われている。

### 入口支援の流れ



## 検討すべき課題

高齢・障害のある「犯罪をした者等」が、地域社会の保健医療・福祉サービスに十分につながっていない。

- ① 出所(院)後の住居がない受刑者等に対しては、特別調整等により福祉施設等への入所につなげる取組を実施しているが、本人が支援を受けることを拒むなどして、適切な帰住先が確保されないまま釈放される者が一定数存在する。
- ② 受刑者等の中には、釈放後の住居がある等の理由で、特別調整の対象者とはならないものの、地域社会で生活する上で、何らかの保健医療・福祉サービスを利用する必要がある者が存在するが、こうした者に対する支援が十分に実施されていない。
- ③ 入口支援が十分に実施されていない。

■生活環境の調整を効果的かつ迅速に行うための関係機関等の連携や情報共有が十分とはいえず、特別調整への協力を担っている地域生活定着支援センターの体制も十分とはいえない。

■検察庁、矯正施設、保護観察所等において、福祉的支援のニーズを潜在的に有している者の的確な把握が十分にできていない。

■福祉的支援の必要性があるものの、本人やその家族が必要性を自覚しなかったり支援を受けることを拒む場合があるが、こうした者への適切な対応が十分にできていない。

■福祉的支援を受ける意向はあるものの、生活保護の申請方法、病院の受診の仕方等に関する基本的知識等が不足している者に対する、家族等の支援者を含めた矯正施設入所段階からの支援等が十分にできていない。

■高齢・障害のある犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担が掛かるところ、更生保護施設、福祉施設等の活動を支援する取組が不足している。

■地方公共団体によって保健医療・福祉サービスの利用に必要な手続が異なるほか、そもそもサービスを提供する責任を負う地方公共団体の特定が難しい場合が少なくない。

■入口支援について、刑事司法手続の制約から調整にかけられる期間が短い等の事情も踏まえた支援の枠組み作りが十分にできていない。

# 薬物依存のある「犯罪をした者等」

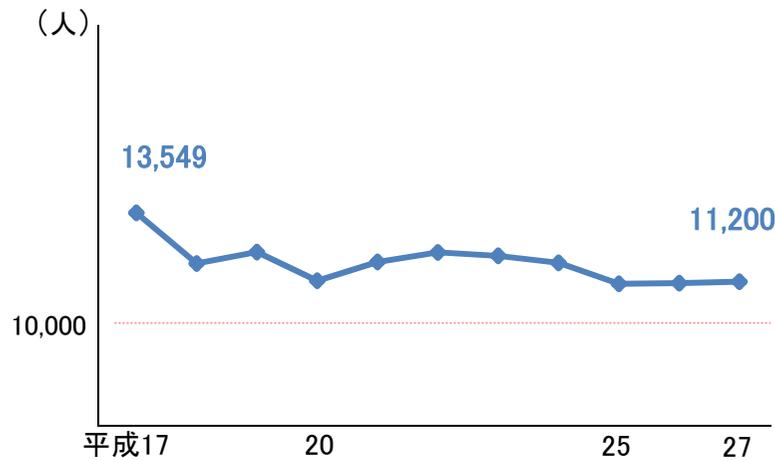
---

# 検挙及び再犯の状況

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は1万人を超え、引き続き高い水準にある。
- 新たに受刑者として刑務所に入所する者の約3割が、覚せい剤取締法違反となっている。
- 覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は平成27年に減少したが、全体平均と比べると高い。

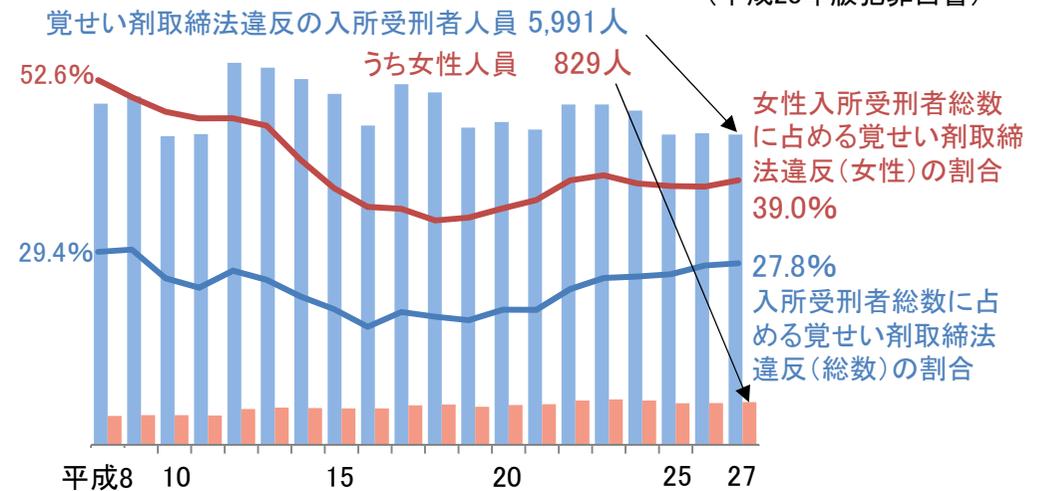
覚せい剤取締法違反 刑法犯検挙人員の推移

(平成28年版犯罪白書)



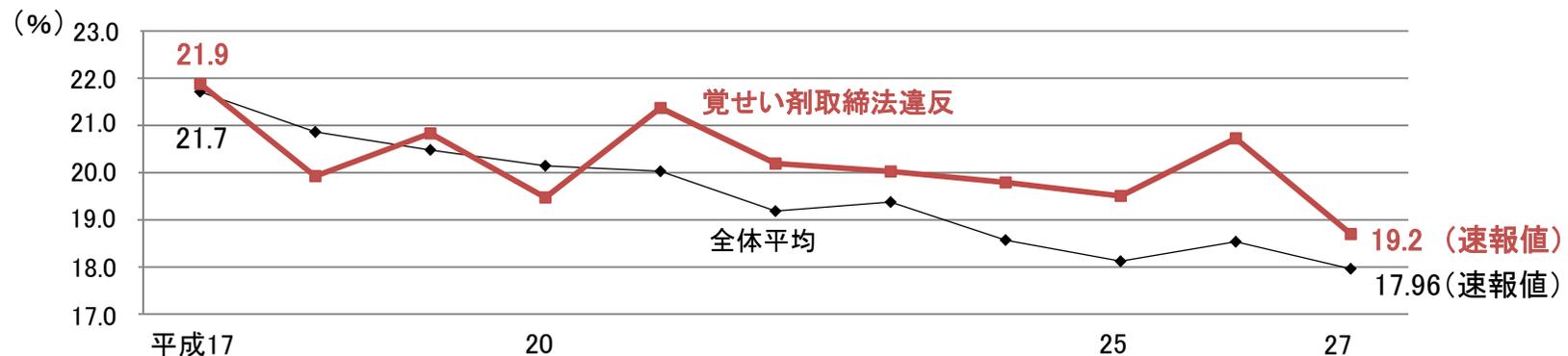
覚せい剤取締法違反 入所受刑者の数とその割合

(平成28年版犯罪白書)



覚せい剤取締法違反 出所後2年以内再入率の推移

(平成28年版犯罪白書。平成27年については法務省資料)



# 再犯防止に向けた取組

- 薬物事犯者の多くは、犯罪者や非行少年であると同時に薬物依存の問題を抱える者であり、矯正施設、保護観察所、地域社会の保健・医療機関等において、薬物依存からの回復に向けた指導・支援等を実施してきたが、実際に地域社会の医療機関等において治療・支援を受ける保護観察対象者は少数にとどまっている。
- 平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定し、同年6月から施行された刑の一部執行猶予制度の適切な運用とともに、薬物依存者等の再犯防止に向けた取組の更なる推進を図ろうとしている。

## 矯正施設

- 薬物依存離脱指導の実施  
認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
- 処遇情報等の引継ぎ  
プログラムの実施状況、受刑者の心身の状況等に関する保護観察所等への情報引継の充実

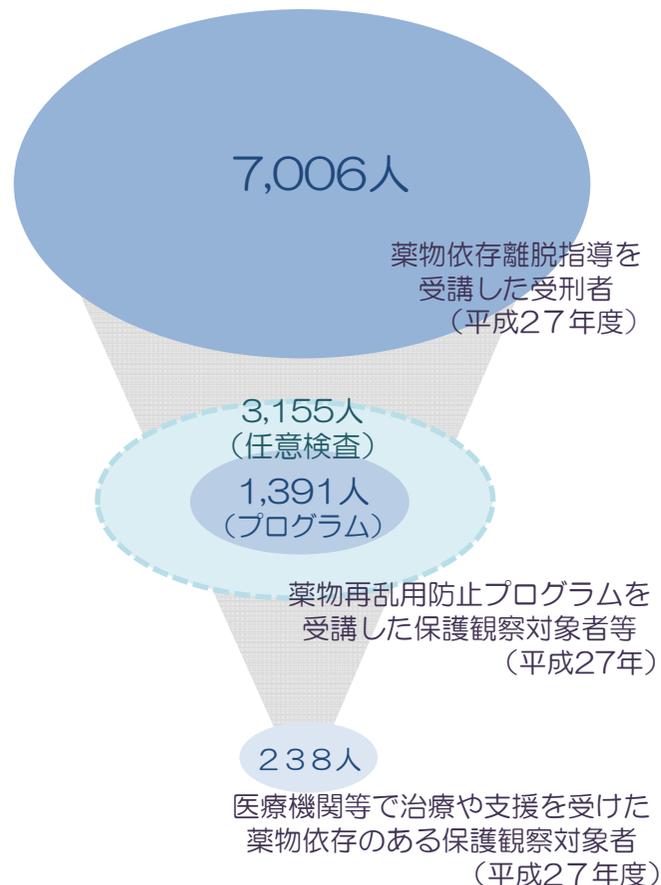


## 保護観察所

- 認知行動療法をベースとした専門的プログラム  
保護観察所において、1,391人に対し薬物再乱用防止プログラム(薬物検出検査を含む)を実施(平成27年)
- 簡易薬物検出検査の実施(任意検査)  
保護観察所において、3,155人に対し延べ8,500回実施。(平成27年)

## 地域社会

- 依存症の治療拠点機関設置運営事業の実施  
依存症の専門的な治療・相談が受けられる医療機関の整備等



## 検討すべき課題

一貫性のある支援等の実施及び実施内容・体制の一層の充実に向けた取組が不十分である。

矯正施設及び保護観察所においては、双方の指導に一貫性を持たせるため、認知行動療法を共通の理論的根拠とするプログラムの開発・実施や情報共有を進めているところであるが、薬物依存のある犯罪をした者等に対する支援等を更に効果的に実施するためには、地域の保健医療・福祉機関等との間においても、支援等に係るノウハウや本人に関する情報の共有、再犯リスクの適切な評価を行い、刑事司法関係機関と地域の保健医療・福祉機関等における指導・支援・治療の一貫性を確保する必要がある。

また、共有した情報や刑の一部執行猶予制度の運用状況等を踏まえ、指導効果を検証し、プログラムの適切な見直し、指導者の確保・育成等、指導内容・体制の一層の充実を図る必要がある。

息の長い支援等を実現するための体制整備等が不十分である。

薬物依存からの回復には長い期間を要することから、刑等の終了後においても、地域社会において継続的な治療・支援を受けられるようにすることが重要である。そのため、薬物依存のある犯罪をした者等に対して専門的治療・支援を提供できる保健医療・福祉機関等の整備、治療・回復プログラムの普及促進、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援の拡大等を行うとともに、社会内処遇の期間中に、刑事司法関係機関、保健医療・福祉機関、民間支援団体等が連携して、刑等の終了後を見据えた治療・支援体制を構築する必要がある。

薬物依存のある「犯罪をした者等」の家族に対する支援が不十分である。

薬物依存からの回復に当たり、家族は重要な支援者となるが、家族に対するサポートを積極的に行う保健医療・福祉機関や民間支援団体等が不足しているほか、家族が支援の窓口を知らない場合や薬物依存者に対する支援等を行う機関等と家族に対する支援を行う機関等との間で連携が不十分な場合も少なくない。